

令和元年度（2019年度）第2回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和元年8月29日（木）午前9時30分から午後0時
 2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 入札室
 3 出席委員 （委員長） 中村 哲
 （委員） 高橋 明男
 （委員） 梶 哲教

4 会議の概要

- (1) 平成31年4月1日から令和元年6月30日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況を委員に報告した。
 (2) 同期間に契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件のうち、委員が事前に抽出した次の案件を、所管室課の担当者同席のうえ、審議を行った。

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額(円)
1	一般競争(工事)	吹田市南吹田下水処理場送風機機械設備工事	146,410,000
2	随意契約(コンサル)	吹田市立北千里市民体育館 構造影響調査業務	2,991,600
3	随意契約(コンサル)	都市計画道路南吹田駅前線立体交差事業家屋事後調査業務	7,992,000
4	プロポーザル	吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備 PFI 導入可能性調査業務	5,016,000
5	一般競争(業務委託)	吹田市プレミアム付商品券事業業務	141,480,000
6	随意契約(業務委託)	総合的自転車対策業務	405,171,000
		平成31年度幼稚園等環境整備業務【単価契約(当初契約)】	30,157,664
7	指名競争(物品購入)	吹田市立東佐井寺小学校ほか5校支援教室空調設備機器納入業務	1,458,000
		吹田市立千里新田小学校ほか3校普通教室空調設備機器納入業務	1,069,200
8	指名競争(工事)	吹田市立津雲台小学校トイレリニューアル工事(機械設備工事)及び吹田市立津雲台小学校給食配膳室整備工事(機械設備工事)	9,541,827
9	指名競争(工事)	吹田市立山田第一小学校校舎大規模改造1期工事(機械設備工事)	4,291,100
10	指名競争(賃貸借)	市庁舎仮設棟空調機賃貸借	1,236,440

1 1	—	指名停止案件（資料 1 様式第 3 号）（株）菅原建設工業	—
-----	---	-------------------------------	---

5 議事録

○事務局

ただいまから令和元年度第 2 回吹田市入札等監視委員会を開催させていただきます。今回は、新たな委員任期の初回でありますので委員長選任までの間、事務局で議事の進行をさせていただきます。

まず、今回新たに委員として委嘱させていただきました委員の皆様を五十音順でご紹介いたします。

（梶委員、高橋委員、中村委員の紹介）

次に事務局の紹介を行います。

（事務局職員の紹介）

それでは、次第 1 の委員長の互選及び職務代理者の指名ですが、委員長は吹田市入札等監視委員会規則第 4 条第 1 項の規定によりまして委員の互選により定めることとなります。どなたか立候補もしくは推薦があればよろしく願いいたします

○中村委員

前回と同様で結構です。なお、このような対応については、高橋委員から事前に一任を受けています。

○事務局

中村委員から前の任期と同じ体制で良いということでしたので、委員長は中村委員で決定したいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局

それでは、これからの議事進行を中村委員長にお願いいたします。

○中村委員長

本日は、お忙しいところ出席いただきましてありがとうございます。また、事前に詳しい資料を準備していただきましたことについてもありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。

まずは、本日の委員会は委員の過半数が出席しておりますので、委員会規則第 5 条第 2 項の規定により本委員会は成立しておりますことを報告させていただきます。

それでは、次第 2 の「平成 3 1 年 4 月から令和元年 6 月までの入札及び契約手続等の運用状況」について事務局から報告をお願いします。

○事務局 資料に基づき報告

○中村委員長

今の説明に対して、何かご意見ありますか。

○中村委員長

特に質問等が無いようですので、次第 3 の抽出案件の審議を進めます。

【案件 1】吹田市南吹田下水処理場送風機機械設備工事

○中村委員長

本件工事は、比較的予定価額が高いものであるが、入札参加申請者が少ないうえ、辞退者も出ています。競争入札であるにもかかわらず、実質的には一般競争入札になっていない状況です。この点について説明をお願いします。

○水再生室

事前の質問事項に沿って説明いたします。想定していた入札参加者数につきましては5者以上を考えていましたが、結果的に1者の応札となりました。その理由は明確には掴んでいませんが、配置技術者の確保が困難だったため、入札に参加できなかったと聞いています。競争性の確保につきましては、工事概要等の発注案件情報をホームページに掲載し、また年度初めには業界新聞等でも公表を行っており競争性の確保についてはできているものと考えています。

今後の対応につきましては、建設業界の慢性的な人手不足が今後も継続すると予想されるため、発注方法等について検討する必要があると現在は考えています。

○中村委員長

提出していただきました資料を見せていただき、公告の内容や期間について問題があったとは思っていません。ただし、今回、建設業界の人手不足という理由だということですが、この案件も建設業界に関わる業務ということになるのでしょうか。

○水再生室

建設業界に関わる工事になっております。

○中村委員長

この案件は下水処理場の送風機機械設備工事ということですが、これは機械の設置、設定ということなので建設工事にあたるのでしょうか。

○水再生室

機械設備工事になるので建設工事に含まれております。

○中村委員長

今後の発注方法について検討するということですが、具体的にどのような方法であれば、1者応札ということが解消できるのか、その点についてはどうでしょうか。

○水再生室

吹田市では2処理場を持っていますので、各処理場毎の発注ではなく一括して発注することにより、管理技術者等を兼務し、必要な技術者数を減らすことで、応札できる事業者が増えることを期待しています。

○中村委員長

管理技術者は各施設毎に配置しないといけないわけではないのですか。

○水再生室

金額によりますが工事毎に専任の技術者が必要です。

○梶委員

技術者の配置は工事の質を確保したり、現場の安全を確保するなどの目的があると思いますが、兼務することでも大丈夫なのでしょうか。

○水再生室

入札の前に実績等も審査していますので、その点に関しましても問題ないと考えています。

○中村委員長

この委員会でも従前から建設業界に関する案件について人手不足が取り上げられていて、辞退者が多い状態が継続しています。今後も、今の状況を踏まえたうえで本来の競争入札の実質が確保されるにはどうしたら良いのか、応札者を増やす方策を工夫してほしいと思います。

この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件2】吹田市立北千里市民体育館 構造影響調査業務

○中村委員長

随意契約理由が6号となっているが、本件業務が「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するのか疑問に思います。説明をお願いします。

○文化スポーツ推進室

この業務は耐久性を調査するものではなく、昨年度の台風21号と大阪北部地震によって天井材が落下するなどの被害を受け、構造体としてこの体育館が大丈夫であるのかというところを専門家に見てもらい、地震等により構造体に影響があったのかどうかを調査してもらう業務です。

過去に耐震診断、耐震補強した業者に随意契約している点については、耐震診断した平成20年に震度が加わった際に構造体としてどこが弱い部分なのか、どこに影響を受けやすいのかということを知っているからです。また、この業者に確認したところ最小限の費用で、工期も短縮できるということから随意契約したものです。

○中村委員長

今の説明で了解しましたが、従前の耐震診断の委託業務と耐震補強工事を実施した業者が今回の構造影響調査業務を請け負ったということですが、従前の委託業務と補強工事は競争入札で決定しましたか、それとも随意契約ですか。

○文化スポーツ推進室

一般競争入札です。

○中村委員長

従前の業務が競争入札でしたら、特に問題ないと私は思います。

○梶委員

耐久性調査というものは定期的に行われるのでしょうか。

○文化スポーツ推進室

耐久性調査は3年に1度、法的な定期点検で行っています。

○梶委員

その定期点検を競争入札で業者を決定しているということですか。

○文化スポーツ推進室

定期点検は指名競争入札で決定しています。

○梶委員

そうすると定期点検は毎回違う業者になることもあるのですか。

○文化スポーツ推進室

そうです。

○梶委員

契約金額と予定価格が一致しているのですが、予定価格はどのように算出していますか。

○文化スポーツ推進室

耐震診断、耐震補強を行った今回の業者とは別の業者から見積もりを取得し、その価格を予定価格としました。

○梶委員

その見積もりの合理性は確認できますか。

○文化スポーツ推進室

その他にも見積もりを取得しており、最も経済的なものを予定価格としたものです。

○梶委員

分かりました。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件 3】都市計画道路南吹田駅前線立体交差事業家屋事後調査業務

○中村委員長

随意契約理由が6号となっているが、本件業務が「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するのか疑問に思います。説明をお願いします。

○総務交通室

この業務は、都市計画道路南吹田駅前線立体交差事業の工事による建物や家屋への影響の有無を把握するために実施したもので、平成24年度からの工事着手に先立ち家屋事前調査を実施した業者に随意契約しております。

随意契約の理由は、事前調査で作成した図面等の資料を引用でき、迅速に業務を進めることができるということ、家屋への立入りや権利者への財産等に対する聞き取りを要する調査であることから、権利者への精神的負担を軽減できるということ、また、本業務の経過等を熟知しているため、打合せの縮減により、経費の節減を図ることができることから、事前調査を行った業者と随意契約を行いました。

○中村委員長

事前の家屋調査の業務は競争入札で選定したのでしょうか。

○総務交通室

指名競争入札で決定しました。

○中村委員長

事前の家屋調査の成果物は市が受け取っていますか。

○総務交通室

成果物は正副1部ずつ作成し、1部は市が受け取り、もう1部は地権者に渡し、工事前からある、

ひび割れや傾きなどの状況を調査した結果を確認してもらっています。

○中村委員長

同一の業者であるが、実際に調査した担当者が事前と事後で同じであるということは担保できているのでしょうか。同じでなければ、地権者との対応で精神的負担の軽減が図れないのではないのでしょうか。

○総務交通室

今回につきましては、同じ担当者で行いました。仮に担当者が代わった場合でも引継ぎ等で対応できるものと考えます。

○中村委員長

事後の補償業務は別の業務ですか。

○総務交通室

この業務は事前と事後で家屋に変わりがないという調査を行うもので、その事後調査の中でひび割れが広がったであるとか、窓の閉まりが悪くなったというようなものは、今回の業務とは別ですが、補償の算定をしてもらう可能性はあります。

○中村委員長

補償業務は地権者と綿密な折衝が必要であり、調査業務とは別物であると思います。補償業務は別であると考えてよろしいですか。

○総務交通室

そのとおりです。

○梶委員

この事前調査は、いつ頃から行われていますか。

○地域整備推進室

段階的に行っていますので、平成24年度から平成27年度頃まで行っています。

○梶委員

全てこの業者が行ったということですか。

○地域整備推進室

そのとおりです。

○梶委員

事前と事後を初めから一括して発注することは難しかったのでしょうか。

○地域整備推進室

難しいものと考えます。この工事は概ね8年ぐらいの期間をかけて行っており、事前から事後までの期間が1つの契約としては長すぎるものと考えます。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件4】吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備 PFI 導入可能性調査業務

○中村委員長

「価格を重視した競争入札」に適さず、「提出された企画提案に基づいて仕様を作成するほうが優れた成果を期待できる」というプロポーザル方式に適合するのか疑問に思ったので、プロポーザル方式を採用した理由と相手方に求める企画提案に当たってどのような事項を重視したのか教えてほしい。

○保健給食室

吹田市立の小中学校の空調設備の導入ですが、普通教室については平成22年度から順次整備し全ての教室に設置済みですが、特別教室は整備できていないところが大多数です。猛暑が続いているということもあり少しでも早く、また経済的に導入できるよう進めているところです。非常にタイトなスケジュールのもとで導入の可能性を調査するという目的ですので、民間事業者の金融、法務等に関する高度で幅広い知識と実績、経験に基づくノウハウを非常に求めています。そうしたことから、プロポーザルによる事業者の選定を行いました。

また、他市では、PFIで一斉に導入している事例もありますが、本市では空調におけるPFI等の導入可能性調査は初めてですので、職員側にもノウハウがなく、何とか民間事業者の知恵をお借りして、市を助けていただける事業者を選定したいということでもプロポーザル方式を採用しました。

○中村委員長

民間活力の導入を強く掲げていますが、この案件で具体的にどういった内容で民間活力を導入するのでしょうか。

○保健給食室

この案件は、民間活力を導入できるかどうかの調査です。例えばPFIなどの方法で約500教室に1年程度の期間で一斉に導入設置できるようにしたいと考えています。そういったところで民間の力を得ないと難しい面もあるかもしれないので、少しでも早く経済的に導入できる手法を検討していただいているところです。

○中村委員長

先行市町村ではPFIを導入されているところもあるということですが、具体的にどのようにされているのでしょうか。

○保健給食室

大阪府、神戸市、東大阪市、藤井寺市でPFIでの導入を進めていますが、やはり多くの教室に一斉に設置するという点で、他市におかれましてもPFIを活用しています。

○中村委員長

500ある教室の空調設備を短期間の一斉に設置することを民間事業者に一括委託するということですか。

○保健給食室

もし、PFIの手法を選択しましたら、民間事業者に一括して委託することになります。

○中村委員長

一括して委託する場合は、市が設置する場合とで経済的に有利であるという理由が分からないのですが。

○保健給食室

市が設置する場合、一括して行うことは困難であり、段階的な設置となってしまいます。民間の活力により一斉に設置するというのであれば、数の多さを活かし効率的に行えますし、経済的に有利

であると考えます。

○梶委員

普通教室もある中で、特別教室のみ PFI で民間活力を導入するということですが、民間事業者にとって、魅力ある手法になっているのか、疑問に思いますがどうでしょうか。

○保健給食室

現在行っている導入可能性調査の市場調査では、興味を示している事業者があり、一定の魅力を感じているものと考えています。

○梶委員

空調設備について、機械の購入だけではなく維持管理、あるいはリースも含めて民間に委託をするということでしょうか。PFI のイメージがはっきりしないのですが。

○保健給食室

維持管理まで含めて委託を考えていますが、リースまでは考えておらず、供用開始の際には、所有権は市に移転されます。市の所有になることにより、国の補助金の対象にもなります。リースの場合は対象にはなりません。ただ、現段階では、リースも含めて手法を検討しているところです。

○中村委員長

契約の内容ですが、空調設備が供用される際には所有権が市に帰属され、維持管理は民間事業者に委託し、市がその費用を支払うということでしょうか。また、空調設備自体の代金は、一括して市が支払うということによろしいですか。

○保健給食室

空調設備の費用は一括して支払い、所有権が市に移転されます。

○中村委員長

そうすると財政的な負担が軽減されるという意味は、国の補助金が入る部分が軽減されるという理解でよろしいですか。

○保健給食室

リースと比べれば国の補助金部分が軽減されるという意味です。それとは別に一斉に設置することによって、工事も一斉に行われますので数の利点を得られ、経済的にも有効であるものと考えています。そういったことも含めて現在、導入可能性調査業務でコンサルに検討していただいているところです。

○高橋委員

PFI で民間事業者に行ってもらった場合、吹田市の職員には関連する知識、ノウハウなどが十分に身に付くのか、ということが気になります。初めから吹田市が独自で行えば、職員にもそれらの知識を自ら勉強し身に付くであろうと思われませんが、PFI やプロポーザルで成果だけを得ようとする、どうしても専門的な知識などが身に付くとは思えません。

また、この PFI の中で、市が一括して直営で設置するという事も検討されているのでしょうか。

○保健給食室

逆に民間事業者の知識、ノウハウによりできるだけ多く助けていただきたいと考えています。それらの力をいただかないと職員だけでは困難であると考えています。現在、導入可能性調査で、公認会計士、弁護士などでチームを組んで行っていますが、それらの専門的なことは職員では難しいと考えています。

また、導入可能性調査の中で、市が一括して直営で設置することも含めて検討しています。

○高橋委員

民間事業者任せっきりということは、あまり良くないと思いますので、成果だけを受け取るのではなく、それまでの過程を職員も一緒に道筋を考えるようにしていく必要があるのではないかと考えます。ブラックボックスになることが懸念としてありますので、そこは気をつけていただきたいと思っています。

○保健給食室

事業者と一緒に勉強させていただき、経験を積み、次回がありましたら、活かしていきたいと考えています。

○中村委員長

吹田市も積極的に参画するようお願いいたします。それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件5】吹田市プレミアム付商品券事業業務

○梶委員

本案件については、入札の参加者が少なく辞退者もあったことにより、最終的に一者入札となり、落札率も100%となっています。本案件の入札参加要件は一般的であり、これほど参加者が少なくなるようなものではないと考えますが、その他に思い当たるような理由はありますか。また、どのくらいの入札参加者数を想定されていたのでしょうか。

○地域経済振興室

入札参加者数が少なかった理由は、プレミアム付商品券事業は消費税増税に伴い全国の市区町村で一斉に実施する事業であったためと考えられます。また、入札参加者数の予測については、実施可能性のある7者に対し入札前にあらかじめ本事業について説明をしており、当該7者は参加していただけると認識していました。

○梶委員

全国あるいは関西圏内の市区町村における本事業の実施については、当該7者で分け合っていくことが想定されるのでしょうか。

○地域経済振興室

事業の実施の形態については、商工会議所に一括して委託するなど市区町村によって異なり、一概に当該7者で全国の市町村を網羅するとは思っていません。

○梶委員

商工会議所を通じたところで、結局は当該7者のいずれかが商品券の印刷等を行うのではないですか。

○地域経済振興室

そのとおりです。また、印刷等に加えて販売業務が主な業務となります。

○梶委員

作成する商品券の量が他市と比較して非常に多いなどの事情はありますか。

○地域経済振興室

吹田市の件数が特に多いということはありません。

○中村委員長

通常の場合と比較して、このような財産的価値のあるものを扱う業務の場合は、より問題のない事業者を選ぶ必要があると思いますが、その点に関しての考慮はありましたか。

○地域経済振興室

入札参加条件としては、個人情報なども扱うため、ISO27001 認証事業者であること又はプライバシーマークを取得していることを要件としました。

○中村委員長

プライバシー保護についてそのような要件を定めることも適切な対応かと思いますが、財産的価値のあるものを扱うというところに着目した要件を個別に定める必要はなかったのでしょうか。

○地域経済振興室

そのような点は考慮せず一般競争入札に付しました。

○高橋委員

個人情報保護に係る認証等の取得事業者は少ないのでしょうか。また、印刷業者がこのような認証等を得ることは普通のことなのでしょうか。

○地域経済振興室

個人情報保護に係る認証等の取得事業者の数は把握していませんが、印刷事業者によってはクレジットカードの印刷など、個人情報を取り扱うものを印刷しているところもあるため、大手の印刷事業者は大体取得しているのではないかと思います。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件6】総合的自転車対策業務

平成31年度幼稚園等環境整備業務【単価契約（当初契約）】

○梶委員

様々な市の業務の中で、どの業務をシルバー人材センターに委託するかはどのように選択しているのですか。様々な団体との関係がある中でなぜシルバー人材センターを選択しているのですか。民業圧迫しかなれないような場合があり得ると考えますが、配慮はしているのでしょうか。

また、最低賃金との関係もあるなかで予定価格をどのように算定されたのかもご説明ください。

○総務交通室

総合的自転車対策業務については、業務の性質上、市民と接する機会が多く業務に精通した経験者を継続して配置する必要があるため、シルバー人材センターのみが対応可能であると判断しています。

また予定価格については、本市の設計額を基礎とし、配置人数や配置時間をもとに事業者から提出された見積書を精査し算出を行っています。

○梶委員

見積書については、最低賃金を基礎とした金額と考えてよろしいですか。

○総務交通室

はい、最低賃金をもとに算出しています。

○梶委員

高齢者福祉の観点を考えるとそれでいいのかという問題は出てくるかと思います。仕事の内容、趣旨に基づいて適切な判断ができる機会や体制を設けていただくようご検討をお願いします。

○高橋委員

それほど専門性が高い業務とは思えませんが、随意契約ではなく入札にしたらどのような事業者が応札してくると予想されますか。

○総務交通室

人数も相当必要であり、専門性より経験が必要となる業務のため、新たな事業者の参入は困難ではないかと考えています。

○高橋委員

このような業務は他市でも行っていると思いますが、他市でもシルバー人材センターを活用する機会が多いのでしょうか。

○総務交通室

他市でもシルバー人材を活用することが多いのが現状です。

○高橋委員

警備会社でもできるのではないのでしょうか。

○総務交通室

シルバー人材センターの人材の配置は22時までであり、22時以降も人材の必要のある場所については入札で決まった警備会社などに委託しています。日中の業務については、利用者も相当多く、経験が必要なため、新たなところでは参入が難しいと判断しています。

○高橋委員

警備事業者に委託すれば、最低賃金でない形で高齢者の雇用をすることは可能であり、シルバー人材センターと契約をすることが本当に高齢者にとっていいことかは疑問が残ります。

また、平成31年度幼稚園等環境整備業務については、幼稚園児との接触があるため、単なる経験だけを求めるべきではなく、子供と接触する仕事の経験の有無も重要かと思いますが、そのような点は考慮されていますか。

○保育幼稚園室

シルバー人材センターに登録されている地域高齢者の方は、お孫さんなどの子供と接する機会が多い方が多いという印象を受けます。また、清掃業務にとどまらず、備品等の軽微な修理や工作類など多岐に渡る業務内容において、培われてきた才能を生かしていただける方々が多くいらっしゃるため、地域高齢者の方をお願いしています。

○高橋委員

おそらくシルバー人材センターに登録されている方の中にはそういう方もいらっしゃると思います。幼稚園等環境整備業務に関しては、随意契約に当たって何らかの専門性を持った人を従事させることというような条件を付けた方がよいのではと思います。

○保育幼稚園室

幼稚園教諭免許を取得した職員や臨時雇用員が園児の直接的な対応をしている間に、園舎内の環境

整備をお願いするという事で、シルバー人材センターと契約し高齢者の方に担っていただくことが一番良いと考えております。

○中村委員長

シルバー人材センターとの関係については、平成30年第3回入札等監視委員会でも同様のことで議論したことがあります。高年齢者雇用安定法の第六章でシルバー人材センターの積極的な活用が規定されており、この観点を踏まえたうえで民間との関係をどう調整するのかというのは政策的な判断に関わってくることとなります。吹田市で一定の考え方があると思いますので、今日あった意見を踏まえたうえで対応していただければと思います。

この案件の内容については特に問題がないということで了解しました。

**【案件7】吹田市立東佐井寺小学校ほか5校支援教室空調設備機器納入業務
吹田市立千里新田小学校ほか3校普通教室空調設備機器納入業務**

○梶委員

本件は、学校の空調設備機器納入業務に係る業務ですが、落札率が非常に低いことが気になった案件です。また、同様の業務5件のうち落札した業者が摂津電気工事（株）及び日本設備工業（株）の2者に限定されています。入札としては形になってはいますが、同日の契約日である5件のいずれもが落札率20%台だったため、不当なダンピングが行われた可能性がないかどうかを確認するため、5件のうち予定価格の大きい2件を選びました。

1つ疑問点があるのですが、本件は教育総務室が担当ということですが、案件4の特別教室空調設備整備については保健給食室が担当室になっているのはなぜですか。

○教育総務室

教育委員会の物品購入契約については、予算担当課が教育総務室に契約を依頼して、教育総務室が契約を行っています。積算のことになるとそれぞれの予算担当課が担当になりますが、入札に関しては教育総務室が担当となります。

○梶委員

本件について、ダンピングの可能性が考えにくく、入札が適正に行われたということであれば、予定価格を正しく積算することができているのですか。

○教育総務室

設計価格が正しいかどうかについては、教育総務室や予算担当室課には技術職員がおりませんので分かりませんが、積算担当に依頼して出してもらった設計価格に基づいて予定価格を決定しています。その金額が正しいかどうかについてはわかりませんが、相当だと思って執行しています。

○梶委員

案件4のPFIについては教育総務室が評価をされるのですか。

○教育総務室

物品購入については教育総務室が担当しますが、委託業務の案件は予算担当課が担当となります。

○梶委員

空調設備機器について、予算担当課で適正に積算されているのでしょうか。それを評価する仕組

み・人材が備わっていなければうまくいかないのではないかと思います。

○教育総務室

予算担当課及び設計担当課である資産経営室と連携を密にとっていきたいと思っています。

○中村委員長

予定価格と落札額との差が大きくなるように、予定価格が実勢価格に合うようにするにはどうすればよいのか、業者から聞くなど努力はされていると思いますが、さらに検討をして、予定価格の信頼性、適正化が確保できるような限り対応してください。

この案件については以上とします。

**【案件8】吹田市立津雲台小学校トイレリニューアル工事（機械設備工事）及び
吹田市立津雲台小学校給食配膳室整備工事（機械設備工事）**

○高橋委員

落札率が高かったのは予定価格が実勢価格に近かったということなのかもしれないが、他の事業者が入札に参加し入札していれば、もう少し安い価格の入札の可能性はあったのでしょうか。

○契約検査室

入札に参加する事業者が複数あれば、それぞれの事業者で積算方法が違いますので、予定価格の100%に近い設計金額を算出される事業者以外の事業者もいると思われまので、価格も下がったと思われま。

○中村委員長

辞退者が多かったようですが、辞退された理由については分からないのでしょうか。

○契約検査室

辞退されるときに、辞退理由を記載してもらうようにしています。今回の辞退理由は「配置できる職員がいないため辞退します。」というものが多かったです。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件9】吹田市立山田第一小学校校舎大規模改造1期工事（機械設備工事）

○高橋委員

同様の工事が全国的にも集中していると考えてよろしいでしょうか。

○契約検査室

全国的に見て配置できる技術職員数が年々減っていると国土交通省から発表されています。それに加えてオリンピックの需要がありますので、全国的に人材の確保が難しい状況となっております。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件10】市庁舎仮設棟空調機賃貸借

○高橋委員

低い価格で入札した事業者を優先的に選んで参考見積を出してもらうということは考えられていますか。将来的な予定価格の算定の方法として伺いたいと思います。

○総務室

空調機のレンタルを行っている専門の事業者現場を調査していただいたうえで、参考見積書ももらいました。より本業務に近い業務を本業としている事業者から見積書を徴取したものです。

○高橋委員

今回、いろいろな形で空調の案件が出ていますが、賃貸借や整備もだいたい同じ様な事業者だと思います。それぞれ契約担当部署は違いますが、吹田市全体として関連する事業者でどこが落札したか、どこが低い見積りを出したか等の情報を部署を越えて集約する、或いは相互に参照するという体制はとられているのですか。

○契約検査室

そのような体制はとっておりません。

○高橋委員

今後予定価格を算定するときに、何らかの方法で情報を共有するという事は考えられないでしょうか。

○契約検査室

年ごとにいろいろな価格の変動がありますので、それを次の同じような業務の参考にすることはできないと思います。

○高橋委員

直接、予定価格の基礎とするのではなく、見積りを出してきた事業者以外の他の事業者が低い見積りを出してきたという情報があれば、問い合わせるぐらいはできるのではないですか。

○契約検査室

できると思います。

○高橋委員

それでしたら、そのためには情報共有は必要ではないですか。

○中村委員長

入札の状況について、それぞれが知識を共有するという事は、かなり少ないのかもしれませんが、同じような業務に係る入札案件がこれまで何回も入札等監視委員会にあがっています。他の部署が同じ様な業務で入札にかけるときに一つの参考資料となる可能性はあるかと思います。そういう意味で何らかの方法で従前ないし同時期の同種業務事案の入札情報について関連部署で情報の共有を図る余地がないのでしょうか。

○契約検査室

契約検査室では市全体の契約を抽出することができます。各担当では他部署の契約を見られるシステムではありませんが、問い合わせがあればその都度対応できる体制ではありますので、そのあたり今後どのように周知していくか検討させていただきたいと思います。

○梶委員

実績のある事業者を作成してもらった見積りが、実際の入札価格と大きな開きがあったことについての検証作業はされていますか。

○総務室

参考見積りと実際の入札価格との差について、どのような理由があるのか確認したところ、空調機の賃借料、設置工事費等全て定価で算出したものを参考見積りとして提出していたと説明を受けました。

○梶委員

見積り自体があまり適切ではなかったということですね。

○中村委員長

それでは、従前の同種業務案件に係る入札情報について関連部署でその情報を共有することができるのか、また、その共有内容も含めてどのようなことができるのか検討してください。

この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件 1 1】指名停止案件（資料 1 - 様式第 3 号） （株）菅原建設工業

○高橋委員

本市指名停止措置要領第 5 条第 2 項の「指名停止事業者が指名停止の期間中に、又は有資格者が別表各項に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 年を経過するまでの間に、それぞれ同表各項の措置要件に該当する」とは、同じ要件に係るものと狭く解釈するのか、表に書かれているもの全てが繰り返しの対象となっているのかどちらでしょうか。

○契約検査室

措置要件の表に書かれているもの全てです。同じものだけでなく指名停止になる全ての要件のいずれか該当すれば指名停止期間が 2 倍になります。

○中村委員長

以上で抽出案件の審議を終了します。

審議の中であった各意見については、事務局でまとめていただき、各委員に報告し、確認を得た後、委員会の意見としたいと考えます。

委員、事務局以外退席

○中村委員長

事務局から何かありますか。

○事務局

本日はありがとうございました。

第3回につきましては、12月24日（火）に予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否についての審議を行います。第4回につきましては、12月27日（金）に入札、契約案件の審議を予定しています。

○事務局

次に次第4の過去の答申における委員からの意見の対応状況について報告します。

資料に基づき報告

なお、翌年度の入札等監視委員会のどこかのタイミングで、今年度一年分の答申における委員からの意見の対応状況について、御報告させていただきたいと考えています。

○中村委員長

以上をもちまして、令和元年度第2回目の会議を終了します。

皆様、本日はどうもありがとうございました。